

国の動き～支援プランの延長を決定～

国の市町村合併支援プラン(以下「プラン」)は、市町村の合併を財政・制度面から支援するものであり、国庫補助事業における優遇措置や地方財政上の支援措置等が講じられています。

園部町、八木町、日吉町及び美山町については、去る7月12日に、京都府から合併重点支援地域に指定されおり、プランの対象地域となっていますが、合併後もプランの支援を受けるには、「平成17年3月までに合併した市町村」に該当する必要があります。

今回、平成17年3月末までに知事へ合併申請を行い、平成18年3月末までに合併した市町村(以下「経過措置団体」)にも、合併特例法(市町村の合併の特例に関する法律)が適用されるよう改正されたことに伴い、プランについても、経過措置団体に適用することが決定されたものです。

＜市町村合併支援プランの対象地域＞

合併前の要件

合併後の要件

合併重点支援地域指定

平成17年3月までの合併



変更なし



1年延長

平成18年3月までの合併

※平成17年3月までに知事申請

ご意見ハガキ

- お名前 (ペンネーム可)
- 該当するところを○で囲んでください。
(性別) 男・女
(年齢) 20歳未満・20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳以上
(住所) 園部町・八木町・日吉町・美山町
- いただいたご意見を公表してもよろしいか。
はい・いいえ
(公表する場合は、個人が特定できないようにします。)
- ご意見 (200字以内でお願いします。)

※切り取ってお使いください。

編集・発行

園部町・八木町・日吉町・美山町
合併協議会事務局

〒622-0004 京都府船井郡園部町小桜町62-1
園部国際交流会館内

TEL.0771-68-1167 FAX.0771-62-0330
http://www.4gp.jp/ e-mail: info@4gp.jp



本紙は環境への配慮から、古紙100%の再生紙に、ソイインキ(大豆油)で印刷しています。